

仙台市認知症対策推進会議設置運営要綱

(平成27年3月26日市長決裁)

(設置)

第1条 本市における認知症対策の推進及び市内の認知症対策に係る関係機関相互の密接な連携を図り、もって地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、仙台市認知症対策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議、情報交換等を行う。

- (1) 本市における認知症に関する課題に関すること
- (2) 認知症対策に関する施策の進行管理及び評価に関すること
- (3) 市内の認知症対策に係る関係機関の取組状況に関すること
- (4) その他認知症対策の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 次に掲げる団体又は機関の構成員又は職員

- ア 一般社団法人仙台市医師会
- イ 認知症疾患医療センターとして本市の指定を受けた病院又は診療所
- ウ 公益社団法人認知症の人と家族の会宮城県支部
- エ 一般社団法人仙台歯科医師会
- オ 一般社団法人仙台市薬剤師会
- カ 公益社団法人宮城県看護協会
- キ 仙台市老人福祉施設協議会
- ク 宮城県老人保健施設連絡協議会
- ケ 特定非営利活動法人宮城県認知症グループホーム協議会
- コ 認知症介護指導者ネットワーク仙台
- サ 認知症介護研究・研修仙台センター
- シ 仙台市地域包括支援センター連絡協議会
- ス 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会
- セ 特定非営利活動法人宮城県ケアマネジャー協会
- ソ みやぎ小規模多機能型居宅介護連絡会

(2) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、推進会議の会議を招集し、その議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。

(ワーキンググループ)

第5条 会長が必要と認めるときは、認知症に関する個別の課題に係る対策を実務的に検討するため、推進会議に会長が指名する者により構成するワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループに班長を置き、当該ワーキンググループの構成員の互選によって定める。
- 3 班長は、当該ワーキンググループの事務を総括し、その検討の経過及び結果を推進会議に報告する。
- 4 班長に事故があるとき又は班長が欠けたときは、そのワーキンググループの構成員のうちからあらかじめ班長が指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、健康福祉局保険高齢部地域包括ケア推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。
(認知症対策推進会議設置運営要綱の廃止)
- 2 認知症対策推進会議設置運営要綱(平成20年6月30日健康福祉局長決裁)は、廃止する。

附 則(平成29年4月1日改正)

この改正は、平成29年4月1日から実施する。